

平成27年10月より通知

マイナンバーが スタートします

国民一人ひとりに番号を割り振る国の新しい制度

マイナンバー（社会保障・税番号制度）がスタートします。

どんな場面で使うのか、自由に使っていいのか…

現時点でのポイントをまとめました。

マイナンバーってなに？

国民一人ひとりに割り当てられる
社会保障・税の個人番号です。

- ① 対象は住民票を有する全ての方
赤ちゃんから高齢者まで、年齢は関係ありません。
中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象となります。
- ② 平成27年10月から通知カードを送付
市区町村から住民票の住所宛に送られます。
住民票の住所と現住所が異なる場合は注意が必要です。
- ③ ずっと同じマイナンバーを使用
マイナンバー（12桁の数字）は、原則として一生涯変わりません。
悪用されないよう、きちんと管理しましょう。



※平成27年4月に国が公表済みの情報に基づき作成しています。

いつから、どんな場面で使うの？

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で使います。

※健康保険・年金の各種手続きの簡素化は、平成29年1月及び平成29年7月から順次実施されます。

平成28年1月から、国の行政機関や地方公共団体などが法律や自治体の条例で定められた行政手続において、マイナンバーを使用します。その利用範囲は、社会保障・税・災害対策の分野に限られます。

マイナンバーの利用範囲

社会保障	年金	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	医療・福祉	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続きに利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

※このほか、社会保障・地方税・災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

社会保障の各種手続きが簡素化されます

社会保障の各種手続きにおいても、マイナンバーを利用することで書類の添付や届出そのものが省略され、皆さんの負担が軽くなります。

【国民年金関係】

国民年金適用業務に係る被保険者からの届出等及び市区町村からの報告は、原則として基礎年金番号に代えてマイナンバーで行うことになります。

資格取得・種別変更の届出（1号・3号）

⇒ 基礎年金番号の記載が省略されます

資格取得・種別変更の際、マイナンバーを記載して市区町村・事業主に届け出ます。市区町村・事業主は届出に基づきマイナンバー、氏名、住所等を日本年金機構に報告します。

死亡、氏名変更、住所変更の届出（1号・3号）

⇒ 届出そのものが省略されます

情報システム機構から定期的に住民票の異動情報を取得します。取得した異動情報に基づき、死亡、氏名変更、住所変更の処理をシステムで自動的に行います。

申請免除関係 ⇒ 書類の添付が省略されます

マイナンバーを申請書に記載して、免除・納付猶予の申請を市区町村に届け出ます。市区町村は、申請書の事実確認のみを行って日本年金機構に回送し、日本年金機構は情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報・雇用保険情報など審査に必要な情報を取得し、審査・処理を行います。

【厚生年金保険・健康保険関係】

厚生年金保険、健康保険の業務のうち、基礎年金番号の記載が求められるものについては、原則として基礎年金番号に代えてマイナンバーで行うことになります。

資格取得の届出

⇒ 基礎年金番号・住所の記載が省略されます

マイナンバーを記載して、事業主が日本年金機構に資格取得を届け出ます。日本年金機構は事業主からの届出に基づき、マイナンバーで情報システム機構から直近の住民票の基本情報を取得して、資格取得の処理を行います。

資格喪失の届出 ⇒ 基礎年金番号の記載が省略されます

現在同様、事業所整理記号、被保険者番号を記載して届け出ますが、届書に記載の基礎年金番号をマイナンバーの記載に変更します。

入力処理は事業所整理記号、被保険者番号で行います。

氏名変更、住所変更の届出

⇒ 届出そのものが省略されます

情報システム機構から定期的に住民票の異動情報を取得します。取得した異動情報に基づき、氏名変更、住所変更の処理をシステムで自動的に行います。

養育期間の標準報酬月額特例の申出

⇒ 書類の添付が省略されます

養育特例の標準報酬月額特例の申出については、情報提供ネットワークシステムを通じて住民票情報を確認します。

証明書のようなのものがもらえますか？

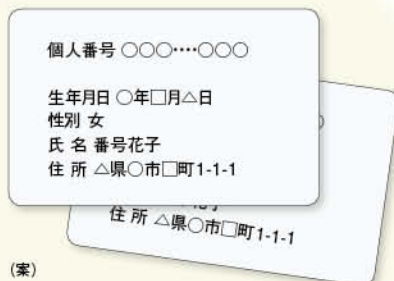
申請すれば個人番号カードを受け取れます。

また、平成28年1月以降に市区町村に申請すれば、様々なことに利用できる個人番号カードが交付されます。

通知カード

平成27年10月、
すべての方に配布

- 紙製のカードになる予定
- 券面に基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）とマイナンバーが記載
- 顔写真が入っていないので、本人確認の際には、別途顔写真が入った証明書などが必要

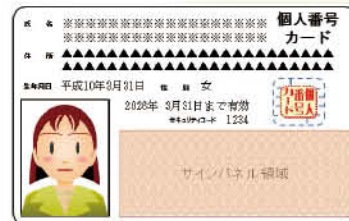


個人番号カード

平成28年1月以降、
申請した方に交付

平成27年10月に通知カードでマイナンバーが通知された後に、市区町村に申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

- 券面に基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）とマイナンバーなどが記載
- 顔写真を表示
- 本人確認のための身分証明書として利用可能
- カードのICチップに、e-Taxなどの電子申請が行える電子証明書を標準搭載
- 図書館利用や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも利用可能



機微な個人情報は
記録されません

個人番号カード（ICチップ）にはプライバシー性の高い個人情報が記録されているので、カードの盗難・紛失時などに情報が漏れるのを心配される方も多いと思います。しかし、ICチップに記録される情報は、次のものに限られます。

- ① 券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等）
- ② 総務省令で定める事項（公的個人認証に係る「電子証明書」等）
- ③ 市町村が条例で定めた事項等

つまり、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報は記録されません。そのため、個人番号カード1枚からすべての個人情報を知られてしまうことはありません。

「地方税関係情報」や「年金給付関係情報」等の特定個人情報は記録されません。

マイナンバーは自由に使っていいの？

むやみに他人に提供することはできません。

- マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。こうした法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。
- 他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

会社が従業員からマイナンバーを取得するとき

平成28年1月以降、民間事業者（勤務先の会社）も源泉徴収、健康保険・厚生年金の手続きなどで、従業員などからマイナンバーの提供を受けることになります。その際の留意点は、以下のとおりです。

利用目的をきちんと明示

源泉徴収票作成事務や健康保険・厚生年金保険加入等事務で従業員などからマイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示する必要があります。

源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示してもかまいません。

番号確認と身元確認で厳格な本人確認

マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、

- ①正しい番号であることの確認（番号確認）と
- ②手続きを行っている人が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要です。



扶養親族の本人確認が必要なケースも

国民年金の第3号被保険者の届出では、扶養親族（第3号被保険者）が事業者への提出義務者となります（従業員は「代理人など」となります）。このような場合は、会社は従業員を代理人として扶養親族の本人確認を実施します。

個人情報の安心・安全を確保します

マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置が講じられています。

【制度面における保護措置】

- ① 法律に規定があるものを除いて、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督
- ③ 特定個人情報保護評価
- ④ 罰則の強化
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認

【システム面における保護措置】

- ① 個人情報を一元管理するのではなく、従来通り各機関で分散管理
- ② マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人を制限・管理
- ④ 通信の暗号化を実施

個人情報は分散管理

マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、法律に定められるものに限って、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる分散管理の方法がとられます。

取り扱いで気をつける点

マイナンバーは、生涯にわたって利用する番号なので、忘失したり、漏えいしたりしないように大切に保管してください。法律や条例で決められている社会保障・税・災害対策の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみにマイナンバーを他人に教えないようにしてください。他の手続きのパスワードなどにマイナンバーを使うことも避けてください。

これまでの住基カードはどうなりますか？

個人番号カードを取得した時点で
廃止されます。

個人番号カードと住基カードとの関係



個人番号カードと住基カードとの関係

住民基本台帳カード(住基カード)の発行は平成27年12月末までです。平成28年1月からは個人番号カードが発行され、これ以降、住基カードは発行されません。

住基カードは取得から10年間有効なので、平成28年1月以降も有効です。しかし、個人番号カードを取得した時点で、住基カードは廃止・回収となります。つまり、個人番号カードと住基カードは併用できません。

なお、個人番号カードには有効期間が設けられます。

今後の導入スケジュール



協会からのお知らせ

労働衛生サービス機能評価の 更新認定を受けました

労働衛生協会では、安心して健康診断を受診いただくため、健診機関等の設備・機器、人的体制、健診技術、データ管理、健診後のフォローアップの状況、各種規程の整備等の健診機能、個人情報保護等データの管理において、公益法人全国労働衛生団体連合会による「労働衛生サービス機能評価」の認定を受けています。

2015年3月に、3年に一度の認定更新審査を受け、優良な施設として更新を認定されましたのでお知らせいたします。今後も良質な健診サービスを提供できるよう、スタッフ一同取り組んでまいります。

